

経済産業省

20260302保局第2号
令和8年3月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、塗装工事業者等（外壁工事含む。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故等の防止について

住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞されることにより発生する不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故が発生しています。こうした事故は消費者の生命に大きく関わる事故であるため、経済産業省としては事故防止に必要な対策をとるよう、塗装事業者等に周知・啓発することとしています。

最近の事例では、高層建物における外壁工事中に、需要家宅のベランダに設置されていた瞬間湯沸器の給排気口付近に、ビニールに入った網戸が立てかけられ、給排気口が塞がれたことから、給気・排気経路を介して室内に排ガスが流入し、需要家1名が一酸化炭素中毒となった事故（2025年2月）がありました。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、下記の注意喚起を行います。

記

1. 養生の有無にかかわらず、ガス機器の給気・排気部及びその周辺（給排気口付近等）を塞がないこと。
2. 工事等を行う上でガス機器の給気・排気部の機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該ガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかにガス機器の給気・排気部及びその周辺に物品が残置されていないことを確認し、速やかに原状回復を行うこと。

(別添)

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

代表電話：03-3501-1511

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

経 済 産 業 省

20260302保局第2号
令和8年3月3日

国土交通省住宅局住宅生産課長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、塗装工事業者等（外壁工事含む。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故等の防止について

住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞されることにより発生する不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故が発生しています。こうした事故は消費者の生命に大きく関わる事故であるため、経済産業省としては事故防止に必要な対策をとるよう、塗装事業者等に周知・啓発することとしています。

最近の事例では、高層建物における外壁工事中に、需要家宅のベランダに設置されていた瞬間湯沸器の給排気口付近に、ビニールに入った網戸が立てかけられ、給排気口が塞がれたことから、給気・排気経路を介して室内に排ガスが流入し、需要家1名が一酸化炭素中毒となった事故（2025年2月）がありました。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、下記の注意喚起を行います。

記

1. 養生の有無にかかわらず、ガス機器の給気・排気部及びその周辺（給排気口付近等）を塞がないこと。
2. 工事等を行う上でガス機器の給気・排気部の機能に影響を及ぼすおそれがある場合には、当該ガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかにガス機器の給気・排気部及びその周辺に物品が残置されていないことを確認し、速やかに原状回復を行うこと。

(別添)

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

代表電話：03-3501-1511

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)